

廣部和也先生の御退職に寄せて

法務研究科長 小早川 光 郎

廣部和也先生は、一九七七年四月に成蹊大学法学部教授に就任されてから本年三月に法務研究科客員教授の職を退かれるまで三八年の長きにわたり、法学部、大学院法学政治学研究科および大学院法務研究科の教育と研究に貢献されました。ここに法務研究科長として一言お礼とお別れの言葉を述べさせていただきます。

廣部先生は、金沢大学法文学部法学科を卒業され、次いで東京大学大学院法学政治学研究科（公法専門課程）に入学され、同修士課程を修了、同博士課程を単位取得・満期退学され、埼玉大学に勤務された後、本学に着任されました。

先生のこれまでの御研究が国際法のあらゆる領域にひろく及んでおられることは、本誌に収められた業績目録に明

らかですが、特に、いわゆる“self-executing”な条約の問題から国家管轄権の問題までを包含する、国際法と国内法の関係をめぐる諸テーマの研究は、先生が学究生活に入られた当初から一貫して取り組んでこられたもので、『国際法外交雑誌』や、先生御自身が編者である『国際法と国内法』及びその他の論文集などに発表された諸論文は、理論的側面と具体的実践的側面の両面をバランスよく結合する廣部先生の学問研究の本領が遺憾なく発揮されています。海洋法に関する一連の御研究についても同様です。また、いわゆる主権免除原則の動向をめぐる問題領域は、二〇〇四年の国際法学会での報告を含め、先生がその重要な研究成果によって学界をリードしておられる分野ですが、ここでも、抽象論に飛翔することなく具体的に、しかも大局的なパースペクティブをふまえつつ議論を展開する先生の学風を見て取ることができます。

廣部先生は、学界においては、当然ながらその学問業績を高く評価され、国際法学会及び国際法協会の理事をお務めになるなど、指導的役割を引き受けてこられました。また、学界の外でも、難民審査参与員、教科用図書検定調査審議会委員、武蔵野市個人情報保護審議会委員その他の公職に就任され、その学識と判断力・指導力をもって、多方面の社会的貢献を実践しておられます。

廣部先生は、その御研究をふまえ、長年、学部及び大学院において国際法を中心とする学生の教育に力を注いでこられたのももちろんですが、それに加え、成蹊大学の運営に関わってきわめて大きな足跡を残しておられます。先生は、法学部長・大学院法学政治学研究科長の職を四年間にわたって、大学院法務研究科長の職を五年間にわたって担当されました。それらと併せて学園理事・評議員も長く務めておられます。また、それ以外にも、学生相談室長、大学将来構想検討委員会委員長、セクシュアル・ハラスメント人権委員会委員長などの職務とそれに伴う責任を果たされま

した。特に、私どもにとりましては、二〇〇四年四月の法科大学院開設に当たって廣部先生がその準備の中心的な役割を担われ、開設後は最初の法務研究科長として法科大学院の体制の整備と施行の任に当たられた、そのご努力とご業績を、これからも忘れることはないでしょう。先生には、その後も、何かの問題が生ずる都度、法科大学院の創設の理念と今後の道筋についての、誠実でしかも広い視野に立ったご意見を示していただき、法務研究科の運営を支えていただきました。

このたび、ご定年により廣部先生が成蹊大学を離れることとなられ、悠揚として迫らない先生のお姿と警咳に日々接することができなくなりますが、法務研究科一同にとってまことに残念ではあります。先生のご健康のほどをお祈り申し上げますとともに、今後とも私も後輩を温かくご指導くださいますようお願い申し上げます次第でございます。